赤磐市建設工事に係る発注見通しの公表に関する事務取扱要綱

平成 1 7年 3 月 7 日 告示第 9 7 号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年 法律第127号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平 成13年政令第34号)の規定に基づき、市が発注する建設工事及び建設工事に係る設 計、監理、測量、調査等の業務委託における発注の見通しに関する事項の公表について 定めるものとする。

(公表の対象)

- 第2条 公表の対象は、次に掲げるもので当該年度に発注することが見込まれるものとする。
 - (1) 建設工事又は製造の請負(以下「建設工事」という。)
 - (2) 建設工事に係る設計、監理、測量、調査等の業務委託(以下「業務委託」という。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの。

(公表の範囲)

- 第3条 建設工事の発注見通しの公表の範囲は、設計金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)が250万円以上のものとする。
- 2 業務委託の発注見通しの公表の範囲は、前項の規定に準じるものとする。

(公表内容及び方法)

- 第4条 公表は、次の事項を記載した書面(以下「閲覧文書」という。様式第1号)を閲覧に供することにより行うものとする。
 - (1) 建設工事
 - ア 発注課、工事名、工事場所、期間、種別及び概要
 - イ 入札の方法及び時期
 - (2) 業務委託
 - ア 発注課、業務名、期間、種別及び概要
 - イ 入札の方法及び時期

(公表の時期)

- 第5条 公表は、以後毎年度5月1日と10月1日に行うものとする。
- 2 前項の公表期日が市の休日に当たるときは、その日後において最も近い市の休日を除く日に公表するものとする。

(閲覧手続及び方法)

- 第6条 閲覧文書を閲覧しようとする者は、閲覧者名簿(様式第2号)に必要な事項を記入しなければならない。
- 2 閲覧文書の閲覧は、財務部管財課が指定する場所において、執務時間内に行わなければならない。

(閲覧期間)

第7条 閲覧文書を公表する期間は、当該年度の3月31日までとする。

附目

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第27号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第43号)

この告示は、公表の日から施行する。